

「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」 開催要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大防止やデジタルガバメント実現の観点から、書面主義、対面主義の見直しが喫緊の課題となっている。現状、消防計画の届出や防火管理者選任届などの火災予防分野における各種申請・届出の方法は、そのほとんどが書面による提出となっている。また、これらの申請・届出に係る業務は、国等が整備した法令、ガイドライン等に基づいて、個々の市町村の消防本部で実施されているが、業務の効率化等の観点からは、業務プロセスやシステムの標準化が必要である。このため、電子申請等を行う場合の業務プロセスや標準様式を検討し、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築することを目的として、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 電子申請等の対象となる手続の優先順位に関する事項
- (2) 電子申請等に用いるシステム構成等に関する事項
- (3) 電子申請等の様式に関する事項
- (4) 電子申請等の導入による業務プロセスに関する事項
- (5) 電子申請等の普及方法等に関する事項
- (6) その他火災予防分野における各種手続の電子申請等に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁予防課長が任命する。また、予防課長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。
- 5 座長は、必要に応じて、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 検討会の議事及び資料は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合や秘匿を要する技術情報等が含まれる場合は、この限りではない。

(作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、座長が指名する。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、任命日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討会及び作業部会の庶務は、消防庁総務課、危険物保安室等の協力を得ながら消防庁予防課が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から実施する。